

四日市市告示第163号

四日市市長寿社会づくり懇話会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市長寿社会づくり懇話会設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市長寿社会づくり懇話会設置要綱（平成21年四日市市告示第389号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第11条 懇話会の庶務は、健康福祉部 介護保険課において処理する。	(庶務) 第11条 懇話会の庶務は、健康福祉部 介護・高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)